

# 「イタリア共和国国防省とアメリカ合衆国国防総省との間における了解覚書（米伊了解覚書）」の概要（沖縄県作成）

## 1 米伊了解覚書の概要

米伊了解覚書は、1954年に米伊間で締結された基地施設使用協定（非公表）の枠組みに基づき、米伊間の防衛関係の近代化を図りつつ、基地施設使用協定や他の関連取極を履行するためのものとして1995年に締結された。

了解覚書には、「基地ないし基地施設の使用に関する米国防総省とイタリア国防省間のモデル実務取極（モデル実務取極）」が付属書として添付されており、モデル実務取極は、米軍とイタリア軍の間で個別に結ばれる基地ごとの実務取極のモデルとなっている。

モデル実務取極では、基地がイタリアの司令部の下に置かれることや米軍の訓練行動等についてイタリアの国内法が適用されることなどが明記されている。

## 2 主要な条文の要旨（モデル実務取極）

**第6条第1項** 基地は、イタリアの司令部の下に置かれる。司令部の機能は、イタリアの将校1名によって行使される。

**第3項** 米軍司令官は、米国の重要な行動すべてについてイタリア軍司令部に事前に通知する。

**第5項** イタリアの司令官は、その責任に対応するために、基地のすべての区域に、いかなる制約を設けずに自由に立ち入る。

**第15条第4項** 米国司令官の基地内での警察権は、イタリアの現行法に一致する限りで執ることができる。

**第17条第1項** すべての訓練行動等は、イタリアの法規であって特定分野について有効であるものを順守するものでなければならない。

**第2項** イタリアの関係当局は、必要な調整及び承認のために、米軍の訓練行動等について、事前にイタリアの司令官又はその代理人を通じて通告を受けるものとする。

**第19条** 両司令官は、本実務取極の実施についての地域的な側面を検討することを任務とする地域委員会を設置することができる。